

酒田市、遊佐町、庄内みどり農業協同組合、生活クラブ庄内生活協同組合、生活クラブ事業連合生活協同組合連合会の包括連携に関する協定

酒田市（以下「甲」という。）、遊佐町（以下「乙」という。）、庄内みどり農業協同組合（以下「丙」という。）、生活クラブ庄内生活協同組合（以下「丁」という。）、生活クラブ事業連合生活協同組合連合会（以下「戊」という。）は、相互の連携により、地域内で食（F）、エネルギー（E）、福祉（C）の循環を目指す庄内F E C自給ネットワークを通して、地域の未活用な資源の掘り起こしを行うとともに活用を進め、庄内地域の持続可能な発展を推進するために次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙、丙、丁及び戊が包括的な連携のもと、多様な分野で相互に協力し、地域社会の持続可能な発展に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲、乙、丙、丁及び戊は、次に掲げる事項について連携し、協力する。

- （1）食の安全・安心に関すること。
- （2）農畜産業及び食品加工業の振興に関すること。
- （3）環境保全に関すること。
- （4）自然エネルギーの振興に関すること。
- （5）健康と福祉に関すること。
- （6）地域のまちづくりの推進に関すること。
- （7）教育、文化及びスポーツの振興及び発展に関すること。
- （8）災害が発生した場合における支援に関すること。
- （9）地域への移住定住人口、関係人口及び交流人口の増加に関すること。
- （10）地域循環共生圏の形成に関すること。
- （11）その他甲、乙、丙、丁及び戊が必要と認めること。
- （12）前各号の取組みに関する情報発信に関すること。

（協定の変更）

第3条 本協定の内容は、甲、乙、丙、丁及び戊の書面による合意によらなければ変更することができないものとする。

（協議）

第4条 本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、年度毎で進捗共有と以降の推進に向け甲、乙、丙、丁及び戊が協議して定めることとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から5年間とする。ただし、甲、乙、丙、丁、又は戊のいずれからも別段の申し出がなされないときは、更に5年間有効とし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和8年2月25日

甲 山形県酒田市本町二丁目2番45号

酒田市長 矢口 明子

乙 山形県飽海郡遊佐町遊佐字舞鶴202番地

遊佐町長 松永 裕美

丙 山形県酒田市曙町一丁目1番地
庄内みどり農業協同組合
代表理事組合長 田村 久義

丁 山形県酒田市京田四丁目4番1
生活クラブ庄内生活協同組合
代表理事 新田 嘉七

戊 東京都新宿区新宿六丁目24番20号
生活クラブ事業連合生活協同組合連合会
代表理事会長 村上 彰一